

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X0503	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－コード39 バーコードシンボル体系仕様 (現行名称:自動認識及びデータ取得技術－バーコードシンボル体系仕様－コード39)	Information technology－Automatic identification and data capture techniques－Code 39 bar code symbology specification (現行名称:Bar code symbol－CODE39－Basic specifications)	この規格は、コード39として知られるバーコードシンボル体系の要件を定め、コード39のシンボル体系の特徴、データキャラクタの符号化、寸法、許容誤差、復号アルゴリズム及びシンボル体系識別子を規定している。この規格は、前回2012年にISO/IEC16388:2007 (Information technology－Automatic identification and data capture techniques－Code 39 bar code symbology specification)を基にIDT規格として改正したものであるが、2023年のISO/IEC 16388の改訂時に、用語及び定義の引用規格が新しく制定したISO/IEC19762 (JIS X0500)に変更され、“シンボル体系識別子”の規定が追加された。IDT規格であるJISにおいても国際的に整合が取れた規格とする必要があることから改正が必要である。	工業用途、特に自動車、電機業界など幅広い業界で使用されているバーコードであり、この規格によって安定した品質のバーコードを利用することができ、バーコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。さらに、利用者に正確で安全な利用環境を提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の引用規格のJIS X0500-1:2009及びJIS X0500-2:2009が廃止され、JIS X0500:2020が制定されたため、引用規格をJIS X0500:2020に変更する。 ・“シンボル体系の特性”において、細別として“シンボル体系識別子は、附属書Cの規定に適合しなければならない”という規定を追加する。 ・附属書A (その他の特徴)の“コード39で符号化したフル ASCII キャラクタセット”の一覧表において、マイナス記号、ピリオド及び0から9までの数字の文字対による代替表現の可能性についての注記を追加する。	—	ISO/IEC 16388:2023	IDT	第2条の該当号: 7 (作成方法) 対象事項: 電磁的記録 (バーコード)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月
JSA	07 情報	改正	X0510	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－QRコード バーコードシンボル体系仕様	Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR Code bar code symbology specification	この規格は、QRコードとして知られているシンボル体系の要件を定めており、そのシンボル特性、データ文字エンコーディング方式、シンボルフォーマット、寸法特性、エラー訂正ルール、参照復号アルゴリズム、印刷品質要件、ユーザ選択可能なアプリケーションパラメータを規定している。この規格は、1999年にJIS独自の規格として発効後、国際規格として発行されたISO/IEC18004 (Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR code bar code symbology specification)を基として2004年及び2018年の2回の改正を行っているが、2024年のISO/IEC18004では、印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する。参照復号アルゴリズムをより具体的に定義するなどの改訂が行われた。このことから、JISにおいても国際規格と技術的な整合が取れた規格に改正する必要がある。	印刷品質評価判定基準に関する規定など、印刷及び読取りの両面で安定した品質のQRコードを利用することが可能となり、QRコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“QRコードの印刷品質－シンボル体系に固有の特徴”を規定した附属書の“QRコードの固定パターン損傷に対するグレードしきい値”の一覧表において、“グレード”の印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する。 ・“QRコードの参照復号アルゴリズム”において、明暗モジュールの太り細りを考慮した位置検出パターンの位置に関する説明を追加する、シンボルの公称X寸法の計算の式を修正する、現行のモジュールの大きさを求める一つの計算式をX方向及びY方向の方向別の計算式に変更する、曖昧な表現となっていた“シンボル左上領域”の復号方法をより具体的な表現に変更する、などの変更を行う。	—	ISO/IEC 18004:2024	IDT	第2条の該当号: 7 (作成方法) 対象事項: 電磁的記録 (QRコード)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月